

資料 6	H20. 6. 24/26
障害福祉サービス及び地域生活支援給付に係る事業者説明会	
千葉県障害者自立支援課	

平成 20 年度指定障害福祉サービス事業者等の指導実施方針

1 趣旨

この指導実施方針は、障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 10 条及び第 48 条、並びに千葉県地域生活支援給付事業実施要綱第 7 条の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者（当該指定に係る事業所の所在地が千葉市内であるものに限る。）、基準該当障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設（当該指定に係る施設の設置の場所が千葉市内であるものに限る。）及び指定相談支援事業者（当該指定に係る事業所の所在地が千葉市内であるものに限る。）並びに登録地域生活支援給付サービス事業者（以下この指導実施方針において、「指定障害福祉サービス事業者等」という。）若しくは当該指定若しくは登録（以下この指導実施方針において、「指定等」という。）に係る事業所の従業者又は指定障害福祉サービス事業者等であった者若しくは当該指定等に係る事業所の従業者であった者及び指定障害者支援施設の設置者若しくはその長その他の従業者又は指定障害者支援施設の設置者であった者若しくはその長その他の従業者であった者に対して行う支援内容、並びに介護給付費、訓練等給付費、特例介護給付費、特例訓練等給付費、高額障害福祉サービス費（受領委任払いによる現物給付を行ったものに限る。）、特定障害者特別給付費及び特例特定障害者特別給付費並びに地域生活支援給付費（以下この指導実施方針において、「介護給付費等」という。）の請求等に関する指導について定めることにより、サービス内容の質の確保及び介護給付費等の支給の適正化を図ることを目的とする。

2 指導方針

指導は、指定障害福祉サービス事業者等に対し、「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省令第 171 号）、「障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省令第 172 号）及び「障害者自立支援法に基づく指定相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」（平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省令第 173 号）、並びに「千葉県登録地域生活支援給付サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準」等に定める支援内容及び介護給付費等の請求等に関する事項について周知徹底することを方針とする。なお、法令遵守の徹底についても指導を行うものとする。

3 指導形態等

指導の形態は、次のとおりとする。

（1）集団指導

集団指導は、指定障害福祉サービス事業者等を一定の場所に集めて、講習等の方法により行う。

（2）実地指導

実地指導は、指定障害福祉サービス事業者等の事業所又は施設において、実地に行う。

4 指導対象の選定

指導は全ての指定障害福祉サービス事業者等を対象とするが、重点的かつ効率的な指導を行う観点

から、指導形態に応じて次のとおり行う。

(1) 集団指導

全ての指定障害福祉サービス事業者等に対し、平成20年6月(予定)の他、必要に応じて行う。

(2) 実地指導

ア 指定障害福祉サービス事業者(特定旧法指定施設を除く。)、基準該当障害福祉サービス事業者、指定相談支援事業者及び登録地域生活支援給付サービス事業者(ただし、イに該当する施設に併設して実施される事業については、イと同様の扱いとする。)

(ア) 平成19年度に指定等を受けた指定障害福祉サービス事業者等に対して実施する。

(イ) 平成19年度及び平成18年度に実地指導を行わなかった指定障害福祉サービス事業者等に対して実施する。

(ウ) 平成19年度に監査を行った指定障害福祉サービス事業者等に対して実施する。

イ 指定障害者支援施設及び特定旧法指定施設

原則として、保健福祉局地域保健福祉課監査指導室が行う社会福祉法人等指導監査のなかで実施する。

ウ その他特に一般指導が必要と認められる指定障害福祉サービス事業者等を対象に実施する。

5 指導方法等

(1) 集団指導

ア 指導通知

あらかじめ集団指導の日時、場所、出席者、指導内容等を文書により当該指定障害福祉サービス事業者等に通知する。

イ 指導方法

集団指導は、介護給付費等支給関係事務、介護給付費等の請求内容、制度改正内容及び過去の指導における指導事例等について講習等の方式で行う。

(2) 実地指導

ア 指導通知

あらかじめ次に掲げる事項について、文書により当該指定障害福祉サービス事業者等に通知する。ただし、必要と認める場合には、指導の開始時に文書を提示することによって行う。

(ア) 実地指導の根拠規定及び目的

(イ) 実地指導の日時及び場所

(ウ) 指導担当者

(エ) 出席者

(オ) 準備すべき書類等

イ 指導方法

実地指導は、関係書類を閲覧し、関係者との面談方式で行う。

ウ 指導結果の通知等

実地指導の結果については、改善を要すると認められた事項について、後日文書によって指導内容の通知を行うものとする。

エ 改善報告書の提出

当該指定障害福祉サービス事業者等に対して、文書で指摘した事項に係る改善報告書の提出を求めることとする。

6 指導後の措置等

- (1) 実地指導の結果、適正な事業運営が確保されていると認められる場合は、翌年度は実地指導を行わない。
- (2) 実地指導の結果、文書による軽易な指摘はあるが、概ね適正な事業運営が確保されていると認められる場合は、翌年度は実地指導を行わない。
- (3) 実地指導の結果として指導した事項に関し、改善が不十分な指定障害福祉サービス事業者等については、再度指導を行うことにより改善の見込みがあると認められる場合には、再度の実地指導を行う。
- (4) 実地指導の結果、次のいずれかに該当すると判断した場合には、後日、速やかに監査を行う。
 - ア 支援内容に不正又は著しい不当があったことを疑うに足りる理由があるとき。
 - イ 介護給付費等の請求に不正又は著しい不当があったことを疑うに足りる理由があるとき。
 - ウ 指定等の基準に重大な違反があったと疑うに足りる理由があるとき。
 - エ 度重なる実地指導によっても支援内容又は介護給付費等の請求に改善がみられないとき。
 - オ 正当な理由がなく実地指導を拒否したとき。

なお、実地指導中に、明らかに不正又は著しい不当等が疑われる場合には、実地指導を中止し、直ちに監査方針に定めるところにより監査を行う。

7 指導の拒否への対応

正当な理由がなく実地指導を拒否した場合には監査を行う。

8 その他

- (1) 必要に応じ、介護保険法に基づく介護サービス事業者に対する指導監督の担当部署等関係行政機関と連携のうえ指導を行う。
- (2) 必要に応じ、指導の実施状況について厚生労働省への報告を行う。

平成20年度指定障害福祉サービス事業者等の監査方針

1 趣旨

この監査方針は、障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第48条、第49条及び第50条並びに千葉市地域生活支援給付事業実施要綱（以下この監査方針において、「実施要綱」という。）第7条及び千葉市登録地域生活支援給付サービス事業者の登録等に関する要綱（以下この監査方針において、「登録要綱」という。）第10条の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者（当該指定に係る事業所の所在地が千葉市内であるものに限る。）、基準該当障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設（当該指定に係る施設の設置の場所が千葉市内であるものに限る。）及び指定相談支援事業者（当該指定に係る事業所の所在地が千葉市内であるものに限る。）並びに登録地域生活支援給付サービス事業者（以下この監査方針において、「指定障害福祉サービス事業者等」という。）若しくは当該指定若しくは登録（以下この監査方針において、「指定等」という。）に係る事業所の従業者又は指定障害福祉サービス事業者等であった者若しくは当該指定等に係る事業所の従業者であった者及び指定障害者支援施設の設置者若しくはその長その他の従業者又は指定障害者支援施設の設置者であった者若しくはその長その他の従業者であった者に対して行う支援内容、並びに介護給付費、訓練等給付費、特例介護給付費、特例訓練等給付費、高額障害福祉サービス費（受領委任払いによる現物給付を行ったものに限る。）、特定障害者特別給付費及び特例特定障害者特別給付費並びに地域生活支援給付費（以下この監査方針において、「介護給付費等」という。）の請求等に関して行う監査について定めることにより、サービス内容の質の確保及び介護給付費等の支給の適正化を図ることを目的とする。

2 監査方針

監査は、指定障害福祉サービス事業者等の介護給付費等の内容等について、法第49条及び第50条並びに登録要綱第10条に定める行政上の措置に該当する内容であると認められる場合若しくはその疑いがあると認められる場合、又は介護給付費等に係る費用の請求について、不正若しくは著しい不当が疑われる場合（以下この監査方針において、「指定基準違反等」という。）において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を採ることを主眼とする。

3 監査対象となる指定障害福祉サービス事業者等の選定基準

監査は、下記に示す情報を踏まえて、指定基準違反等の確認について必要があると認める場合に行うものとする。

(1) 要確認情報

- ア 通報・苦情・相談等に基づく情報
- イ 本市、相談支援事業等に寄せられる苦情
- ウ 介護給付費等の請求データ等の分析から特異傾向を示す事業者

(2) 実地指導において確認した情報

指導実施方針に基づき行った指導において、指定障害福祉サービス事業者等について確認した指定基準違反等

4 監査方法等

(1) 報告等

市長は、指定基準違反等の確認について必要があると認めるときは、指定障害福祉サービス事業者等に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該指定障害福祉サービス事業者等の当該指定等に係るサービス事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査（以下「実地検査等」という。）を行うものとする。

(2) 監査結果の通知等

ア 監査の結果、改善勧告にいたらない軽微な改善を要すると認められた事項については、後日文書によってその旨の通知を行うものとする。

イ 報告書の提出

市長は、当該指定障害福祉サービス事業者等に対して、文書で通知した事項について、文書により報告を求めるものとする。

(3) 行政上の措置

市長は、指定基準違反等が認められた場合には、法第49条及び第50条に定める「勧告、命令等」、「指定の取消し等」並びに登録要綱第10条に定める「登録の取消し等」の規定に基づき行政上の措置を機動的に行うものとする。

ア 勧告

指定障害福祉サービス事業者等に法第49条第1項から第3項に定める指定基準違反等の事実が確認された場合、当該指定障害福祉サービス事業者等に対し、期限を定めて、文書により基準を遵守すべきことを勧告することができる。

これに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

勧告を受けた場合において、当該指定障害福祉サービス事業者等は、期限内に文書により報告を行うものとする。

イ 命令

指定障害福祉サービス事業者等が正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該指定障害福祉サービス事業者等に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命令することができる。

なお、命令をした場合には、その旨を公示しなければならない。

命令を受けた場合において、当該指定障害福祉サービス事業者等は、期限内に文書により報告を行うものとする。

ウ 指定等の取消し等

市長は、指定基準違反等の内容等が、法第50条第1項各号、同条第3項及び第4項で準用する同条第1項各号（第12号を除く）並びに登録要綱第10条各号のいずれかに該当する場合には、当該指定障害福祉サービス事業者等に係る指定等を取り消し、又は期間を定めてその指定等の全部若しくは一部の効力を停止すること（以下この監査方針において、「指定等の取消し等」という。）ができる。

(4) 聴聞等

監査の結果、当該指定障害福祉サービス事業者等が命令又は指定等の取消し等の処分（以下この監査方針において、「取消処分等」という。）に該当すると認められる場合は、監査後、取消処分等の予定者に対して、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項各号又は千葉市行政手続条例（平成7年千葉市条例第40号）第13条第1項各号の規定に基づき聴聞又は弁明の機会の付与を行わなければならない。

ただし、同法第2項各号のいずれかに該当するとき又は同条例第2項各号のいずれかに該当するときは、これらの規定は、適用しない。

（5）経済上の措置

命令又は指定等の取消し等を行った場合には、原則として、法第8条第2項の規定により、当該指定障害福祉サービス事業者等（登録地域生活支援給付サービス事業者を除く。）に対し、その支払った額につき返還させるほか、その返還させる額に100分の40を乗じて得た額を支払わせるよう指導するものとする。

5 その他

- （1）必要に応じ、介護保険法に基づく介護サービス事業者に対する指導監督の担当部署等関係行政機関と連携のうえ監査を行う。
- （2）必要に応じ、監査及び行政措置の実施状況について厚生労働省への報告を行う。